

監査公表第 644 号

平成 21 年 7 月 31 日付け市長の要求に基づく監査の結果を受けて講じた措置について、地方自治法第 199 条第 12 項前段の規定により京都市長から通知があったので、同項後段の規定により、当該通知に係る事項を次のとおり公表します。

平成 22 年 9 月 2 日

京都市監査委員	富	喜久夫
同	安井	勉
同	不室	嘉和
同	出口	康雄

監 査 の 結 果

1 監査の結果

(1) 京都保育研究所事業補助金に係る事務の執行について

オ 市長に対し措置を求める事項

(ア) 所管課関係

- a 補助金を補助対象事業の完了報告を受ける前に支出する場合には、前金払又は概算払により支出するよう事務を改められたい。
- b 事業の終了後は、決算書に加えて具体的な事業の実施状況を示す資料の提出を求めてその内容を審査し、交付決定を行った決定者まで供覧するなど、補助金交付条件の履行状況等を適切に確認するよう事務を改められたい。
- c 補助の対象とする事業の範囲と、連盟として独自に実施する事業との区別について不明瞭な点が多く、実際の連盟での個々の支出経費が補助の対象経費であるかが客観的に明確であるとはいえない状況であることから、補助金交付に関する要綱を整備して、補助の対象範囲をはじめとした京都保育研究所事業補助金に関する基本的な考え方を明確にし、これに基づき同補助金の交付事務を行われたい。

講 じ た 措 置

平成 21 年 9 月 1 日付で「社団法人京都市保育園連盟が実施する京都保育研究所事業等の助成に関する要綱」を制定し、補助の対象範囲をはじめとした補助金に関する基本的な考え方を明確にした。また、行うべき事務手続についても明確にし、概算払の方法により支出することができること及びその場合には事業の終了後直ちに精算を行うべきことを規定したほか、補助金交付条件の履行状況の適切な確認のため、事業終了後の提出書類として、決算書に加えて支出明細書の提出を求めることについても規定した。

平成 21 年度の補助金については、この要綱に基づき、補助金の支出及び精算を適正に行うとともに、事業終了後に提出を受けた書類を審査して補助金の交付決定を行った決定者まで供覧し、適切に補助金交付条件の履行状況の確認を行った。

監 査 の 結 果

1 監査の結果

(2) 看護学修得事業補助金に係る事務の執行について

オ 市長に対し措置を求める事項

(ア) 所管課関係

- b 補助金の支出方法を概算払によることとし、事業の決算実績により適切に精算手続を行うよう事務を改められたい。
- c 事業の終了後は、決算書に加えて具体的な事業の実施状況を示す資料の提出を求めてその内容を審査し、交付決定を行った決定者まで供覧するなど、補助金交付条件の履行状況等を適切に確認するよう事務を改められたい。
- d 看護学修得事業補助金は継続的なものとして支出していることから、補助金に係る適切な事務執行を継続的に担保するため、補助金の交付目的、補助の対象範囲や行うべき事務手続などを明確にし、要綱として整備されたい。

(イ) 団体関係

- a 決算書に多額の補助対象とは認められない経費が計上されていたことから、適切な補助申請及び実績報告を行うよう、連盟に対して指導されたい。

講 じ た 措 置

平成 21 年 9 月 1 日付で「社団法人京都市保育園連盟看護技術講習会助成要綱」を制定し、補助金の交付目的、補助の対象範囲や行うべき事務手続などを明確にした。支出方法は検証の結果、概算払によることなく、通常払で対応可能であることが判明したため、この要綱の中で、補助金の交付申請は、事業終了後に決算書等の事業実施実績を確認できる書類を添付して行うものとし、市はその内容を審査したうえで補助金の交付を行うよう事務手続を定めた。また、連盟に対して、この要綱に基づき適切な補助申請を行うよう指導した。

平成 21 年度の補助金については、この要綱に基づき、補助金の支出を適正に行った。

監 査 の 結 果

1 監査の結果

(3) 八瀬野外保育センター運営補助金に係る事務の執行について

オ 市長に対し措置を求める事項

(ア) 所管課関係

- a 事業の終了後は、提出を受けた実績報告書の内容を審査し、交付決定を行った決定者まで供覧するなど、補助金交付条件の履行状況等を適切に確認するよう事務を改められたい。
- b 八瀬野外保育センター運営補助金は継続的なものとして支出していることから、補助金に係る適切な事務執行を継続的に担保するため、補助金の交付目的、補助の対象範囲や行うべき事務手続などを明確にし、要綱として整備されたい。

(イ) 団体関係

- a 連盟から提出されている予算書及び決算書は、そもそも連盟の負担において実施を予定し補助の対象としていない支出や、補助の対象として適切さを欠く支出が含まれる一方、計上すべき収入や事項が記載されていないなど、補助の対象とする事業や収支が正確に計上されていない状況にあることから、適切な補助申請及び実績報告が行われるよう、連盟に対して指導されたい。

講 じ た 措 置

平成 21 年 9 月 1 日付けで「社団法人京都市保育園連盟が設置する八瀬野外保育センターの助成に関する要綱」を制定し、補助金の交付目的や対象経費の範囲及び行うべき事務手続などの補助金に関する基本的な考え方を明確にした。この要綱の中で、補助金交付条件の履行状況の適切な確認のため、事業終了後の提出書類として、決算書に加えて支出明細書の提出を求めることを規定した。また、連盟に対して、この要綱に基づき適切な補助申請及び実績報告を行うよう指導した。

平成 21 年度の補助金については、この要綱に基づき、補助金の支出を適正に行うとともに、事業終了後に提出を受けた書類を審査して補助金の交付決定を行った決定者まで供覧し、適切に補助金交付条件の履行状況の確認を行った。

(監査事務局)